

公 告

次の通り、企画競争について公告します。

令和 7 年 8 月 13 日

全国健康保険協会福岡支部

支部長 兼重 正幸

1 企画競争に付する事項

令和 7 年度 糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨・通院継続支援事業

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること
- (2) 添付書類等に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 保険料納付に係る要件
 - ・ 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者
 - ・ 健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。
 - ・ また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のうちいずれかを取得している者であること。
- (9) 本事業と同等規模の未治療者の受診勧奨及び糖尿病性重症化予防業務委託の実施の実績があること。
- (10) その他別紙で定める仕様書の業務実施要件、委託条件を満たしていること。

3 契約候補者の選定

「企画書募集要領」及び「仕様書」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画書募集要領及び仕様書を交付する日時及び場所

(1) 日 時 : 令和7年8月13日(水) 9時00分～

(2) 場 所 :

〒812-8670

福岡市博多区博多駅東 1-17-1 コネクトスクエア博多 8 階

電話 092-477-7252 (直通)

全国健康保険協会福岡支部 企画総務グループ 担当 山形

※郵送による交付を希望する者は依頼書を FAX 送信により交付依頼を行うこと。

5 企画書募集要領及び仕様書に対する質問の受付及び回答

(1) 受 付 先

(契約に関すること)

企画総務グループ 担当 山形 電話 092-477-7252

(仕様書等に関すること)

保健グループ 担当 長瀬・庄崎 電話 092-477-7248

FAX 092-477-7295

仕様書等に関する質疑については、下記2回の期間に分けて受付し、回答する。9月3日以降の問い合わせは受付をしないものとする。
また、回答については、すべての事業者の問い合わせ内容及び回答を共有する。問い合わせ方法は、仕様書等に関する質疑応答書(別紙3)をFAXすること。

① 令和7年8月13日(水)～令和7年8月22日(金)

→ 回答予定 令和7年8月27日(水)

② 令和7年8月23日(土)～令和7年9月2日(火)

→ 回答予定 令和7年9月5日(金)

6 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 : 令和7年9月11日(木) 17時00分まで

(2) 提出先 :

〒812-8670

福岡市博多区博多駅東 1-17-1 コネクトスクエア博多 8 階
全国健康保険協会福岡支部保健グループ 担当 長瀬・庄崎

(3) 提出方法 : 直接持参又は郵送とする。

郵送の場合は上記の提出期限までに必着すること。

7 企画提案会（プレゼンテーション審査）の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する。

(1) 日時 : 令和7年9月26日(金)

(2) 場所 : 福岡市博多区博多駅東 1-17-1 コネクトスクエア博多 8 階

※書面による事前審査を行い、企画提案会参加者を決定するものとし、書面審査の結果は、応募者全員に別途連絡する。

企画提案会の開始時間及び説明の持ち時間について別途連絡する。

出席者数は2名までを限度とする。

8 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「企画競争実施要領」及び「仕様書」による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

仕様書等送付依頼書

件名：令和7年度 糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨・通院継続支援事業

標記案件に係る仕様書等を以下の住所に送付ください。

【送付先】

法人名又は商号：_____

担当者名：_____

郵便番号：_____

住所：_____

電話番号：_____ FAX 番号：_____

依頼先

全国健康保険協会福岡支部 企画総務グループ 契約担当

FAX：092-477-7297